

日介支専協第 1-0315 号

令和 2 年 2 月 5 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

令和 2 年 4 月からの要介護認定制度の改正案について（ご連絡）

厚生労働省老健局より、各都道府県介護保険主管部（局）宛てに表記の事務連絡が発出されました。資料を添付しご連絡申し上げます。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年 12 月 27 日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、令和 2 年 4 月から、市町村が指定市町村事務受託法人に委託して実施する場合において、介護支援専門員以外の保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している者も実施できることとなる予定です。今後、4 月までに、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）や関係通知の改正が行われますが、準備期間を考慮し、改正予定の要件を予め周知する内容です。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしく願いいたします。

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：田鎖ゆうき・寺西紘佑
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp